

(趣旨)

第1条 この告示は、本町への定住の促進を図るため、本町への移住を目的として住居を探す活動等を行う者に対し、宿泊費の一部を補助するものとし、紀北町移住希望者宿泊補助金（以下「補助金」という。）交付に関し、紀北町補助金等交付規則（平成17年紀北町規則第53号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) お試し宿泊 本町への移住の検討を目的とした町内での宿泊をいう。
- (2) 移住相談 担当職員が参加する都市部での移住相談会において移住に関する相談を行うこと、担当職員が町内の公共施設、商業施設、空き家等を案内し、移住の相談対応をすることをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 紀北町外に住所を有すること。
- (2) 18歳以上であること。
- (3) お試し宿泊期間中は町内の宿泊施設に宿泊すること。
- (4) 紀北町空き家情報登録制度設置要綱（平成20年紀北町告示第58号）第2条第6号に定める空き家バンク（以下「空き家バンク」という。）を通じて契約した空き家に入居予定であること、又は移住相談を行ってから1年以内であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(補助対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費及び補助金の額は、一人一泊あたり2,500円を上限とし、宿泊費を越えない範囲とする。

2 補助対象者とともにお試し宿泊する者（以下「同行者」という。）の補助金の額は、前項に定める額と同額とする。ただし、同行者の数は1名までとする。

3 同行者は、補助対象者と同一世帯の者とする。

4 補助金の交付は、同一の世帯につき3泊までとする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする第3条に定める補助対象者(以下「申請者」という。)は、紀北町移住希望者宿泊補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、お試し宿泊を開始しようとする日から起算して7日前までに町長に提出しなければならない。

(1) 補助金の交付を受けようとする者の現住所を証する書類の写し

(2) 誓約書(様式第2号)

(補助金の交付決定)

第6条 町長は、前条の規定に基づく補助金の交付申請があった場合はその内容を審査し、適当と認めるときは交付を決定し、紀北町移住希望者宿泊補助金交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

2 町長は、補助金の交付決定をする場合において、必要があると認めるときは条件を付することができる。

(変更の申請等)

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた申請者は事業の内容を変更し、又は申請を取り下げるときは、紀北町移住希望者宿泊補助金内容変更(取下げ)承認申請書(様式第4号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

(交付の取消し)

第8条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、補助金が既に交付されているときは、町長は期限を定め、補助対象者にその全部又は一部の返還を命じるものとする。

(1) 第3条及び第4条に規定する補助金の交付要件に適合しなくなったとき。

(2) 紀北町補助金等交付規則又はこの告示に違反したとき。

(3) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。

(4) その他補助金の使用が不適切であると町長が認めるとき。

(実績報告)

第9条 申請者は、お試し宿泊が終了したときは、終了日から起算して30日以内又は事業の終了の日の属する会計年度の3月末日のいずれか早い日までに、紀北町移住希望者宿泊補助金実績報告書(様式第5号)に宿泊施設に支払った宿泊料の領収書の写しを添付し、町長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 町長は、第8条の規定による実績報告書を受領した場合において、その内容を審査の上、
適当と認めるときは補助金の額を確定し、紀北町移住希望者宿泊補助金交付確定通知書（様式第
6号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 前条の通知を受けた申請者は、速やかに紀北町移住希望者宿泊補助金支払請求書（様式第
7号）により、町長に補助金の交付を請求しなければならない。

(報告、実地調査等)

第12条 町長は、必要があると認めるときは、申請者等に報告を求め、又は担当職員に実地調査等
を行わせることができる。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。